

## 公益財団法人いわき市教育文化事業団理事等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人いわき市教育文化事業団（以下「事業団」という。）の理事、監事及び評議員（以下「理事等」という。）の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 理事等に報酬を支給する。

2 理事等の報酬は、日額8,300円とする。

3 報酬は、いわき市の常勤の特別職の職員及び一般職の職員並びに事業団職員等の身分を有する者以外の者に支給する。

### (費用)

第3条 理事等がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 いわき市の常勤の特別職の職員及び一般の職員のうちから任命された理事等について、前項の規定により支給する額は、それぞれ、いわき市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第19号）、いわき市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年いわき市条例第37号）、又はいわき市職員等の旅費に関する条例（昭和41年いわき市条例第23号）の例による。

3 前項に規定する以外の理事等について、第1項の規定により支給する額は、いわき市職員等の旅費に関する条例別表第1部長相当職にある者の例による。

### (支給方法)

第4条 報酬及び費用の支給日は、職務執行の日とする。

2 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (補則)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。